平成２８年（フ）第１０３号
千葉県東金市上谷3379番地28
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３３９号
山梨県甲府市下飯田１丁目３番６号　ハイツヒノモトＢ403、前住所神奈川県横浜市緑区東本郷４丁目15番９号
債務者　藤澤　　望（旧姓早稲塚）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９８１号
堺市南区宮山台４丁８番10―１号
債務者　山田　千恵
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
山口県宇部市西宇部北５丁目９番32号
債務者　友清　益義
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１１７号
山口県宇部市五十目山町４番25号
債務者　松永　勝之
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１１９号
山口県宇部市大字中野開作82番地７、従前の住所山口県宇部市大字東須恵2565番地１ロイヤルハイム宇部西101号
債務者　西迫　奈美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市沼ノ端中央６丁目１番35―104号
債務者　久保　勇人
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２２号
宮城県気仙沼市九条338番地２
債務者　菅野　麻由
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第８５号
群馬県みどり市大間々町大間々400番地10
債務者　太田　浩幸
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２２２号
三重県津市栄町３丁目303番地、前住所三重県津市津興69番地３
債務者　飯田　悦子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２７号
三重県津市西丸之内１番２号　家城ビル３Ｆ
債務者　倉口　正智
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９７号
三重県桑名市大字桑名628番地26　アーリーバード３Ａ
債務者　川瀬　慶治
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第９２５号
神戸市垂水区南多聞台２丁目２番３―105号
債務者　高橋　陽子（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６１号
神戸市長田区苅藻通３丁目６番11号サンフォリア301号
債務者　大崎加緒留
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６６号
神戸市北区幸陽町１丁目18番地エスペランス幸陽台1018号
債務者　藤本　秀美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７６号
兵庫県三木市吉川町金会401番地の１
債務者　今村　順子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０号
愛媛県西条市三芳1812番地９、前住所愛媛県今治市松木217―８　サンシティ松木201
債務者　千羽　美郷
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
松山地方裁判所西条支部